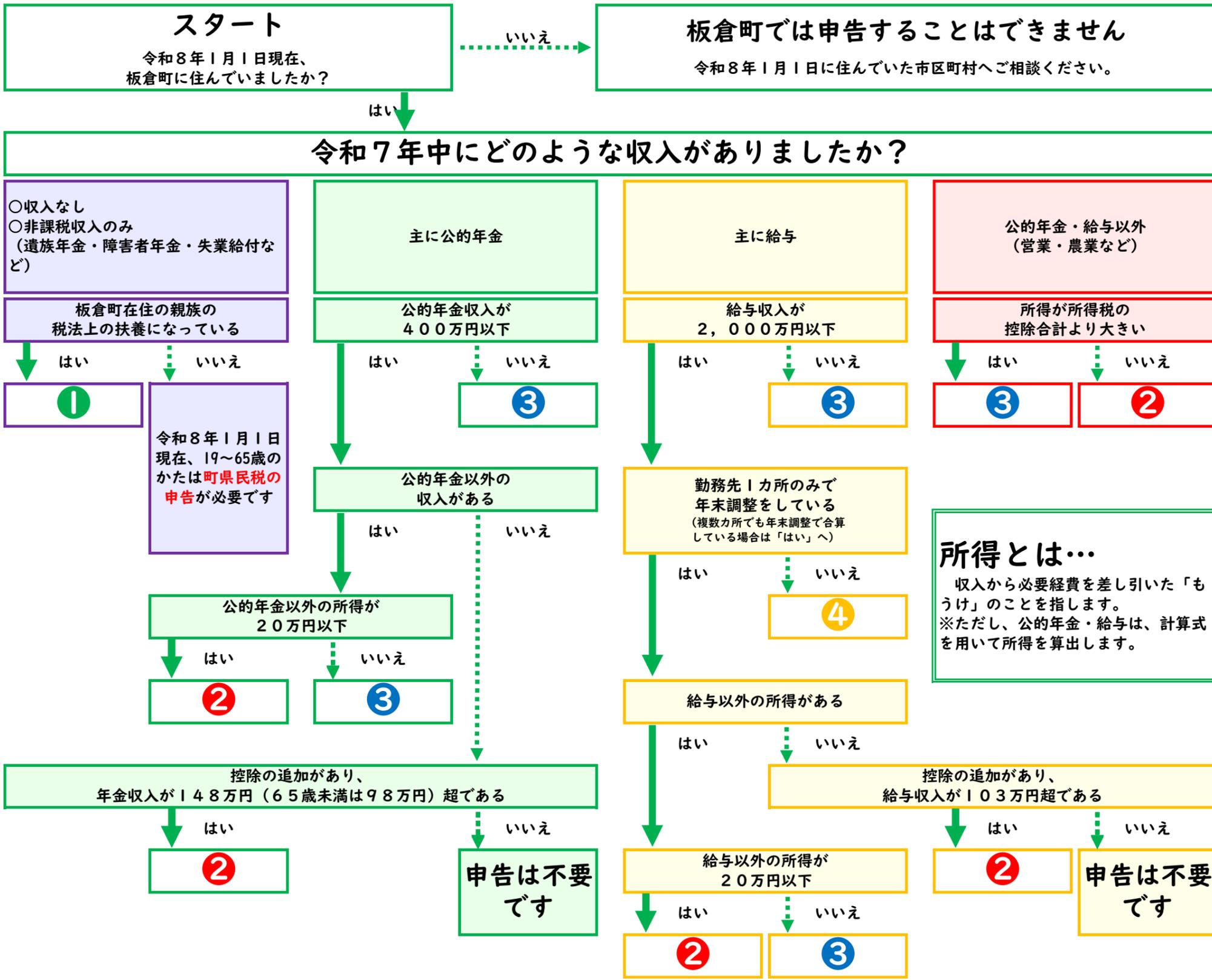


令和7年分 税の申告

必要な申告をフローチャートで確認してみましょう



所得とは…
収入から必要経費を差し引いた「もうけ」のことを指します。
※ただし、公的年金・給与は、計算式を用いて所得を算出します。

① 申告不要です	所得に関する証明書が必要な場合は、 町県民税の申告 が必要です。また、各種手当などの申請の際に、 町県民税の申告 が必要となる場合があります。
② 町県民税の申告が必要です	所得税の還付を受ける場合は、 所得税の確定申告 が必要です。
③ 所得税の確定申告が必要です	町県民税の申告は不要です。 ※税務署に所得税の確定申告を提出したかたは、町県民税の申告をしたものとして取り扱われます。
④ 所得税の確定申告が必要な場合があります	控除を追加する場合や2カ所以上の勤務先があり年末調整で合算されていない場合などは、 所得税の確定申告 が必要です。

※このフローチャートは一般的な例です。ご不明な点はお問い合わせください。

下記の申告相談は、役場ではできません。申告に必要なものもお答えできません。館林税務署または電子での申告となります。

なお、下記以外にも内容によっては館林税務署での申告相談をご案内する場合があります。 問合せ 館林税務署 TEL 72-4373

- 青色申告
- 譲渡所得（土地・建物、株式等）
- 令和7年中に営業や農業、不動産業を始めた
- 雑損控除
- 暗号資産
- 上場株式などの配当所得
- 国外に居住する親族に係る扶養控除等の追加
- 外国税額控除
- 外貨預金
- 先物取引に関する所得
- 新規に住宅借入金等特別控除を受ける
※適用2年目以降であっても、連帯債務の設定や借入金の借り換えなどがある
- 国外での所得
- 山林所得
- 死亡による生命保険金の年金受け取り
- 消費税、贈与税、相続税の申告